平成２５年（フ）第２３１号
兵庫県姫路市車崎１丁目２番３―203号　エバーグリーン今宿
債務者　山下　源三
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹嶋　健治
4　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６０号
鳥取県鳥取市富安２丁目92番地３
債務者　豊田　健一
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本美恵子
4　破産債権の届出期間　平成25年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８１１号
福岡市早良区星の原団地32番505号
債務者　新原　涼子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤尾　順司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４１５号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台１丁目111番地、前住所福岡県筑紫郡那珂川町大字不入道255番地８
債務者　東　　賢作
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５０７号
福岡市早良区小田部２丁目19番１号
債務者　鈴木ゆかり（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　智浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６２号
大津市大江３丁目28番２号
債務者　牧野　正美
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７３号
広島市中区白島九軒町３番22―202号
債務者　髙田　慎司
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平谷　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５３号
広島県安芸郡熊野町初神４丁目17番24号
債務者　中本一良志
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４０号
福岡市城南区七隈１丁目７番15―103号
債務者　田上　智司
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　芳朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８２３号
福岡市中央区赤坂２丁目３番６―205号
債務者　上本香代子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４９２号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番３―807号、前住所大阪府八尾市太子堂２丁目５番18号
債務者　本間　敏栄
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　博雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４９３号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番３―807号、前住所大阪府八尾市太子堂２丁目５番18号
債務者　本間商店こと　本間　暁夫
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　博雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０５号
神戸市兵庫区本町２丁目３番28号　大生マンションＢ202、従前の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字門田1277番地８
債務者　米原　愛子（旧姓宇田川）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３３号
神戸市東灘区魚崎中町１丁目８番19号　アークサイド魚崎102号、従前の住所神戸市東灘区田中町４丁目６番７―602号
債務者　後藤　敏美
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８０８号
兵庫県川西市大和東１丁目98番地の17
債務者　名和　道紀
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　待場　　豊
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３５号
岩手県奥州市江刺区梁川字道合442番地２、前住所岩手県北上市堤ケ丘２丁目１番２―205号　雇用促進住宅
債務者　油井　公行
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部